

# 教育訓練給付制度

全ての市町村

一定の受給要件を満たす方が、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した場合に、その費用の一部が教育訓練給付金として支給されます。

## 対象者・要件

次のすべてを満たす方

- ・ 雇用保険の被保険者又は被保険者資格の喪失後1年以内（妊娠、出産等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最長20年以内）の方
- ・ 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は3年（専門実践教育訓練給付は2年）以上）

## 事業内容

### 給付内容

専門実践教育訓練給付

- ・ 受講費用の50%（上限年間40万円）を6か月ごとに支給
- ・ 訓練修了後1年以内に、資格取得をし、就職等をした場合は、受講費用の20%（上限年間16万円）を追加支給

特定一般教育訓練給付

- ・ 受講費用の40%（上限20万円）を受講修了後に支給

一般教育訓練給付

- ・ 受講費用の20%（上限10万円）を受講修了後に支給

### 対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座は、こちらから検索できます

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>

制度の詳細は、こちら（厚生労働省「教育訓練給付制度」）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html)

### 注意事項

「自立支援教育訓練給付金」は、「教育訓練給付金」を差し引いた額が受けられます。

<https://hitorioyanavi-toyama.jp/support/223/>

ひとり親の制度との比較はこちら

<https://hitorioyanavi-toyama.jp/job-training/>

## 申請先・問い合わせ先

---

呉東 富山公共職業安定所（富山市の方）  
富山市奥田新町45  
連絡先：076-431-8609（音声ガイダンスによる電話案内実施）

---

呉東 魚津公共職業安定所（魚津市・黒部市・入善町・朝日町の方）  
魚津市新金屋1-12-31 魚津合同庁舎1階  
連絡先：0765-24-0365

---

滑川市 滑川公共職業安定所（滑川市・舟橋村・上市町・立山町の方）  
滑川市辰野11番地6  
連絡先：076-475-0324

---

呉西 高岡公共職業安定所（高岡市・射水市の方）  
高岡市向野町3丁目43-4  
連絡先：0766-21-1515（音声ガイダンスによる電話案内実施）

---

氷見市 氷見公共職業安定所（氷見市）  
氷見市朝日丘9-17  
連絡先：0766-74-0445

---

呉西 砺波公共職業安定所（砺波市・南砺市の方）  
砺波市太郎丸1-2-5  
連絡先：0763-32-2914

---

呉西 砺波公共職業安定所 小矢部出張所（小矢部市の方）  
小矢部市綾子5185  
連絡先：0766-67-0310